

正誤表（2023年11月17日～2024年3月10日）

正しい内容	誤った内容
外貨普通預金規約 第3条 預金の預入れ 2. この預金の預入れは、当行に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限ります。）からの振替、または同一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金（お客さまご本人、保険会社、証券会社またはFX会社からの振込金に限ります。）の受入れによるものとします。	外貨普通預金規約 第3条 預金の預入れ 2. この預金の預入れは、当行に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限ります。）からの振替、または同一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金（お客さまご本人からの振込金に限ります。）の受入れによるものとします。
外貨普通預金 契約締結前交付書面兼外貨預金等書面 預入方法 お客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限ります。）からの振替、または同一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金（お客さまご本人、保険会社、証券会社または FX 会社からの振込金に限ります。）の受入れによるものとします。	外貨普通預金 契約締結前交付書面兼外貨預金等書面 預入方法 お客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限ります。）からの振替、または同一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金（お客さまご本人からの振込金に限ります。）の受入れによるものとします。
円仕組預金「スイッチ円定期預金」取引に係る確認書 貴行から契約締結前交付書面、仕組預金規約および注意喚起文書などの交付を受け、その記載内容を熟読し、以下に掲げられた円仕組預金「スイッチ円定期預金」（以下、「この預金」）の商品性にかかわる注意事項を十分に理解したうえで、自己の責任と判断においてこの預金に余裕資金を預入れます。 1.この預金の金利条件は、満期時の払戻通貨を決定する権限を貴行に付与することによって提示されるものであり、この預金の払戻通貨を決定する判断は貴行が行うこと。 2.この預金が特約通貨（外貨）での払戻しとなった場合、実勢為替レートで円から外貨に交換するよりも、不利な条件で外貨に交換される可能性が高くなり、この場合、払戻しされた元本を払戻時の実勢為替レートで円に交換すると、預入額を下回って、円ベースでの元本割れを生じるリスクがあること。 3.この預金が円での払戻しとなった場合、実勢為替レートが特約レートより円安であった場合でも、そのメリット（為替差益）を享受できないこと。 4.この預金の満期時の払戻しが特約通貨（外貨）となり、元本が外貨に交換された上で外貨普通預金口座に払戻しされた後は、預金保険の対象外となること。 5.この預金の満期時の払戻しが特約通貨（外貨）となった場合、外貨を円に交換する際には、貴行所定の為替手数料がかかること。 6.この預金は中途解約が原則としてできないこと。貴行に中途解約を依頼し、貴行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、中途解約日から満期日までの期間に対応する預金の再構築額およびそれに伴う諸費用として、貴行所定の計算方法により算出された損害金を負担すること。また、損害金はこの預金の元本金額から差引かれ、結果的に大きく元本割れとなる可能性が高いこと。さらに、預入日から中途解約日までの経過利息についても支払われないこと。 7.この預金の中途解約時に発生する損害金の水準がどのような要素によって決定されるか、またそれらの要素がどのように変化した場合に損害金が高くなるのかなど、損害金の計算方法の基本的な考え方への十分な理解があること。中途解約に伴う想定損害金の試算額について、その内容を理解したこと。また、市場環境によっては、かかる想定損害金額（試算額）以上に大きく元本割れするリスクがあること。 8.契約締結前交付書面に記載された想定損害金額*（および上記7の中途解約に伴う想定損害金額。以下同じ）のうち最も大きな金額を踏まえ、この預金は私の許容できる取引であると私が判断したこと。また、資産の状況への影響に照らして私が取引できる契約内容であること。実際の損害金額は上記想定損害金額のうち最も大きな金額を超える可能性があること。 *「今回預入れる元本金額」に対し、契約締結前交付書面に記載されている「想定損害金率」を乗じることにより算出された金額。 以上	仕組預金取引に係る確認書 貴行から契約締結前交付書面、仕組預金規約および注意喚起文書などの交付を受け、その記載内容を熟読し、以下に掲げられた仕組預金（以下、「この預金」）の商品性にかかわる注意事項を十分に理解したうえで、自己の責任と判断においてこの預金に余裕資金を預入れます。 1.この預金の金利条件は、預入期間を延長する権限を貴行に付与することによって提示されるものであり、この預金の預入期間の延長を行うか否かの判断は貴行が行うこと。また、この預金の満期延長が決定された場合には、延長満期日以降も当初約定時の金利にて運用されること。 2.この預金は中途解約が原則としてできないこと。貴行に中途解約を依頼し、貴行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する預金の再構築額およびそれに伴う諸費用として、貴行所定の計算方法により算出された損害金を負担すること。また、損害金はこの預金の元本金額から差引かれ、結果的に大きく元本割れとなる可能性が高いこと。さらに、この預金を中途解約する場合、当行が延長特約を行使するか否かにかかわらず、当該中途解約日の属する預入期間中の利息についても支払われないこと。 3.この預金の中途解約時に発生する損害金の水準がどのような要素によって決定されるか、またそれらの要素がどのように変化した場合に損害金が高くなるのかなど、損害金の計算方法の基本的な考え方への十分な理解があること。 中途解約に伴う想定損害金の試算額について、その内容を理解したこと。また、市場環境によっては、かかる想定損害金額（試算額）以上に大きく元本割れするリスクがあること。 4.契約締結前交付書面に記載された想定損害金額*（および上記 3 の中途解約に伴う想定損害金額。以下同じ）のうち最も大きな金額を踏まえ、この預金は私が許容できる取引であると私が判断したこと。また、資産の状況への影響に照らして私が取引できる契約内容であること。実際の損害金額は上記想定損害金額のうち最も大きな金額を超える可能性があること。*「今回預入れる元本金額」に契約締結前交付書面に記載されている「想定損害金率」を乗じることにより算出された金額。 以上